

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援 及び敷地造成実施設計等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援及び敷地造成実施設計等業務委託（以下「本業務」という。）を受託する事業者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

三木市（以下「本市」という。）では、今後、本市のごみ処理行政に大きな影響のある次期ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施を予定している。本市で想定している令和9年度に工事着工（敷地造成工事を含む）するスケジュールで本事業を進めるためには、事業者選定手続きの工程に合わせて、敷地造成工事に係る業務を実施する必要がある。

このことを踏まえ、本事業の発注に向けた委託業務を限られた期間において円滑に実施するため、本業務では、以下の業務を一体的に実施する。

- ・本事業に係る要求水準書の作成
- ・事業者の選定支援
- ・敷地造成実施設計
- ・地質調査
- ・都市計画決定（変更）図書の作成支援
- ・費用対効果分析
- ・循環型社会形成推進地域計画の改定

よって、豊富な経験と高い専門性を有する民間の事業者の提案を総合的に評価し、本業務を円滑に遂行できる事業者を選定することを目的に、本プロポーザルを実施する。

3 業務委託概要

（1）業務委託名

三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援及び敷地造成実施設計等業務委託

（2）業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

（3）提案限度額

120,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）業務内容

「三木市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援及び敷地造成実施設計等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のと

おり

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす単体企業又は共同企業体（以下、「JV」という。）であること。JVで参加の場合、(7)については、いずれか1社が満たすこととし、(1)～(6)までについては全構成員が満たすこと。

なお、JVでの参加の場合は、JVの構成員（代表企業を含む）は、単独企業又は別のJVの構成員として応募することはできない。

- (1) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 10年以内（平成26年4月1日以降に契約し、令和7年2月28日時点で業務が完了しているもの。）にごみ処理施設整備に係る発注支援業務委託の受注実績があること。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりである。なお、発注者の都合により、予定を変更する場合がある。

実施内容	期日等
プロポーザル公告	令和7年3月11日（火）
質問書の受付期間	令和7年3月11日（火） ～3月21日（金）午後5時まで
質問書に対する回答予定日	令和7年4月3日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年4月10日（木）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和7年4月11日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年4月18日（金）午後4時まで
プレゼンテーション実施予定日	令和7年4月21日（月）

審査結果通知	令和 7 年 4 月 23 日（水）
業務委託契約締結予定日	令和 7 年 4 月 25 日（金）

6 実施要領等の配布

（１）配布期間

令和 7 年 3 月 11 日（火）～

（２）入手方法

三木市ホームページからダウンロード

三木市ホームページ

<https://www.city.miki.lg.jp//soshiki/22/78843.html>

なお、実施要領記載の発注仕様書（案）については、当該図書を貸し出すこととする。

貸出窓口は、参加表明書等の提出先と同様

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

（１）質問方法

質問書（様式第 1 号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「（事業者名）プロポーザル質問書の送付（第〇回）」とし、事業者名と質問の回数が分かるようにすること。

（２）提出先

三木市市民生活部環境政策課

メールアドレス：kankyoseisaku@city.miki.lg.jp

（３）受付期間

令和 7 年 3 月 11 日（火）～ 3 月 21 日（金）午後 5 時まで

（４）回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和 7 年 4 月 3 日（木）までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 参加表明書等の提出について

（１）提出期限

令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 5 時まで

（２）提出書類

次のア～キまでの書類を提出すること。

ア 参加表明書（様式第 2 号）

イ 会社概要書（様式第 3 号）

ウ 業務実施体制表（様式第 4 号）

エ 配置予定者調書（様式第 5 号及び様式第 5 号の 2）

- オ 業務実績調書（様式第 6 号）
- カ 暴力団排除に係る誓約書（様式第 7 号）
- キ 共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）【JV での参加の場合】

（３）提出部数

1 部

（４）提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前 8 時 30 分～午後 5 時までの間とする。

（５）提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市市民生活部環境政策課 宛

（６）辞退

参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届（様式第 2 号の 2）を持参又は郵送により提出すること。

9 企画提案書の提出について

（１）提出期限

令和 7 年 4 月 18 日（金）午後 4 時まで

（２）提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語は極力使用せずにわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

また、提出書類については、次のア～エの順に綴じること。添付書類がある場合は、エの後ろに重ねること。

ア 企画提案書表紙（様式第 8 号）

イ 目次（任意様式）

ウ 企画提案書（任意様式）

文字サイズは 12 ポイントを基本とし、A4 サイズ（A3 サイズを使用する場合は、片袖折りとすること）縦型横書き（縦長綴じ）、片面カラー印刷とすること。また、企画提案書は 10 ページ以内とし、ページ番号を付すこと（A3 サイズは 2 ページとしてカウント）。内容については、「仕様書」と「審査基準表」を熟読し、以下の（ア）～（イ）について記載すること。

（ア）基本的事項

- a 業務の実施方針について
- b 業務の実施工程について
- c 業務の実施体制について

（イ）企画提案

- a 業務の実施内容について

- b 事業費の縮減について
- c 環境学習機能について
- d 循環型社会構築への寄与について
- e 業務の工夫等のアピール事項について

エ 見積書（様式第9号）

(3) 提出部数

14部（原本1部を含む）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前8時30分～午後5時までの間とする。

ただし、令和7年4月18日（金）は、午後4時までの窓口受付とする。

(5) 提出先

参加表明書等と同様

10 審査等及び選定

次の審査等により、最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(1) 参加資格審査

ア 実施日

令和7年4月11日（金）

イ 確認方法等

参加表明書を提出した事業者について、環境政策課において書類審査を実施する。

ウ 一次審査

応募件数が3件以上となった場合は、提出があった参加申込の提出書類をもとに一次審査を実施し、プレゼンテーション審査へ回る案件を絞り込むことがある。

エ 書類審査の結果通知【令和7年4月11日（金）】

審査結果については、書面と電話連絡により通知する。

(2) プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和7年4月21日（月）

※日時などの詳細は、後日通知する。

イ 審査方法等

企画提案書を提出した事業者（以下「提案者」という。）について、次の（ア）～（エ）の方法により審査を行う。

（ア）審査委員会による審査により、受託候補者及び次点者を選定する。

（イ）1提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、質疑応答30分程度とし、出退及び機器準備を含めて60分以内とする。

（ウ）プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とす

る。

(エ) 企画提案審査（プレゼンテーション）は、非公開とする。

ウ 企画提案審査の結果通知【令和7年4月23日（水）】

審査結果については、書面により通知する。

エ その他

(ア) 企画提案審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め3名以内）とする。

(イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること（会場とスクリーン及びマイクは本市が準備する）。

(ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案書に沿ったものとする。ただし、参加表明の際に提出した、会社概要書、業務実施体制表、配置予定者調書及び業務実績調書（同様の内容であれば、表現形式の変更可）については、追加することができるものとする。

(3) 審査基準

別紙1「審査基準表」による。

(4) 選定基準

ア 企画提案審査における評点（各審査委員の評点の平均点）をもって提案者の評点とする。（少数第二位切り捨て、満点は100点）

イ 提案者の評点が60点を超えるものがいなかった場合は、受託候補者を選定しない。

ウ 評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次に評点が高い提案者を次点者とする。ただし、評点と同じ提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差が無い場合は、くじ引きにより選定する。

11 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されなかった場合
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

12 予算不成立に関する事項

本プロポーザルに基づく契約は、令和7年度の予算が成立した場合に限り有効とする。予算が成立しない場合、契約の締結は行わない。

13 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (3) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (6) 審査結果は、市のホームページにおいて、受託候補者の事業者名及びその得点並びにその他の提案者の得点を公表する。なお、事業者名を公表するのは受託候補者のみとし、その他の提案者は事業者A、B、C等と表記する。
- (7) 受託候補者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）の規定に基づき公開することがある。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

13 問合せ先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市市民生活部環境政策課 担当：石川、猪口
電 話 0794-82-2000（内線：2384）
メール kankyoseisaku@city.miki.lg.jp